

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

保健福祉委員会会議録

令和 7 年 6 月 1 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1 開会年月日 | 令和7年6月17日（火） | |
| 2 開会場所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出席者
（9人） | 委員長 松尾伸子
委員 中村謙治郎
委員 岡田勇一郎
委員 風澤純子
議長 石川義弘 | 副委員長 石原喬子
委員 吉岡誠司
委員 中澤史夫
委員 伊藤延子 |
| 4 欠席者
（0人） | | |
| 5 委員外議員
（0人） | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
経営改革担当課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
施設課長
危機・災害対策課長
福祉部長
福祉課長
高齢福祉課長
介護予防担当課長
介護保険課長
障害福祉課長
松が谷福祉会館長
保護課長
自立支援担当課長
健康部長
台東保健所長
健康部参事
健康課長 | 服部征夫
野村武治
三谷洋介
伊藤慶
五條俊明
小池雄太
三瓶共洋
古屋和世
大塚美奈子
田中裕子
浦田賢
井上健
江口尚宏
久木田太郎
(保護課長 兼務)
水田涉子
(健康部長 兼務)
尾本由美子
大網紀恵 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋谷 謙 三
交通対策課長	清 水 良 登

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	遠 藤 花 菜

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 陳情7-6 障害児放課後デイサービス事業所への短期入所（ショートステイ）施設併設を台東区内で実現することについての陳情（新付託）

案件第2 特定事件の継続調査について

◎理事者報告事項

【福祉部】

1. 補正予算について資料1 福祉課長
2. 台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について資料2 福祉課長
3. 民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて資料3 福祉課長
4. 台東区高齢者実態調査の実施について資料4 高齢福祉課長
5. 東京都台東区立老人福祉センター等の指定管理者の選定について資料5 高齢福祉課長
6. 介護・障害福祉サービス等事業者支援について資料6 介護保険課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

- 7. 台東区障害者実態調査の実施について
.....資料7 障害福祉課長
- 8. 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充について
.....資料8 障害福祉課長
- 9. 保育所等訪問支援の実施について資料9 松が谷福社会館長

【健康部】

- 1. 令和7年度以降の新型コロナワクチン定期接種の自己負担額について
.....資料10 保健予防課長

【環境清掃部】

- 1. 補正予算について資料11 環境課長
- 2. 清川清掃車庫等整備の基本計画について
.....資料12 清掃リサイクル課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時58分開会

○委員長（松尾伸子） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしく申し上げます。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、陳情7-6、障害児放課後デイサービス事業所への短期入所（ショートステイ）施設併設を台東区内で実現することについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

（櫻井議会事務局次長報告）

○委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 まず、ちょっと幾つか質問したいんですけども、障害を持つ子供が利用できるショートステイは区内に幾つあって、そのうち併設型というのは幾つあるのか、その稼働率と、希望者が利用できなかったというケースは、分かれば何例ほどあるのかって教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

区内で障害児を対象としているショートステイは、東京都が認可している施設の数で申し上げますと、たいとう寮と民間の事業者が2施設の合計3施設ございます。また、放課後等デイサービスとショートステイを同じ敷地内で運営している施設、こちらにつきましては、1か所2施設という形になります。

また、障害児が利用できるショートステイの稼働率ということですが、たいとう寮につきましては、令和5年度の実績になりますけれども、約95%程度と聞いております。また、民間事業者が運営する2施設については、土日、祝日につきましては順番待ちとなるような状

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

況があるということをお聞きしておまして、平日につきましては60%の稼働率というふうにお聞きしております。

次に、利用を断られた数ということなんですけれども、たいとう寮につきましては、毎月30名程度の利用の方からお申込みを受け付けているということなんですけれども、一次申込みの希望日と合わないためお断りする人数が数名、1名、2名程度というようなことで聞いております。その方も二次申込みでの特定の希望日でなければ利用ができていう状態ということなんですけれども、やはり全体的には土日の利用希望が多く、そういったところが申込みが重なりやすくなっているというような状況でございます。

なお、民間事業者については、区としては把握しておりません。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。結構順番待ちという状況も出ているというのが分かりました。

このショートステイの何か利用条件というのがありますか、障害を持っているというのが分かるんですけれども、利用条件って。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 ショートステイ、先ほど上げました3施設の利用条件になりますが、たいとう寮につきましては、中学生以上の方で身体障害、知的障害の方が対象になります。民間事業者の条件につきましては、18歳未満の身体障害児、知的障害児が対象というふう聞いております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 そうすると、年齢での条件はあるけれども、ほかの条件は特にそれほど指定はされていないんですけれども、希望者は、じゃあ、基本的には日にちさえ空いていれば利用できるのではないかとこのように捉えられるんですけれども、委員の皆様、陳情者とお話しされたか分からないんですけれども、この中に書かれている保護者というのが入院したケースというのもう少し詳しく伝えさせてください。

予定入院なので入院までに一定の期間があったので、区内の施設でショートステイできると思っていたんですね。幾つか問い合わせしたりした中での一つに行ったところ、面接をしてお試し体験が必要と言われて、まず2時間、お夕食、慣れてきたら4時間にして、4時間を何回かやりましたが、結局慣れませんという判断をされて、ショートステイを利用できませんでした。そこで、台東区は諦めて、ほかの区の事業者さんを見つけて、区民優先ですけれども、どうぞということで受け入れてくれて、無事手術を受けることができたということです。

ある台東区の支援相談員さんによると、台東区の障害を持つ子供がショートステイを利用するのはなかなか難しく、当然ほかの区ばかりですよということなんです。この辺どうお考えでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎井上健 障害福祉課長 先ほど利用の要件についてご答弁させていただきましたけれども、それ以外といたしますか、のところで先ほどのお話で、いずれの施設につきましても、やはり事前の面談だったり契約、こういったことが必要とされております。日にちが空いていれば使えるということだけでなく、ほかの利用者との兼ね合いや支援員の体制、そういったところで受入れができないという場合も聞いております。

また、やはり利用に際しては、受入れ側におきましても、利用者のふだんのご様子だったり障害の特性、こういったところが把握できていないと支援を提供することが難しいという、そういった場合もございます。ですので、事前のご相談や短期間でのご利用、そういったものを求めているものかなと、そういうふうに思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 区内の事業者さんも頑張っているのは承知しているんですけども、今で精いっぱいなんじゃないかと思うんですね。実際にほかの区で受け入れてくれているということなので、やはりもう少し何らかの対策が必要なんじゃないかと思います。障害の種類や程度というものが記載はされていないので、保護者のほうは申し込んで日にちさえ空いていれば利用できるだろうというふうに思っていたわけですが、そうではなかったというのが実態です。

ここでちょっと台東区の広報なんですけれども、そこに緊急一時保護という、ホームページにもあるんですけど、緊急一時保護という見出しで書かれているものがあるんですけども、ちょっとそれを読ませていただきます。介護者が出産や病気、冠婚葬祭などのため、一時的に心身障害児（者）の方を介護できないときに施設で保護します。対象は区内に居住する4歳以上65歳未満の心身障害児（者）で身体障害者手帳1から3級もしくは愛の手帳所持者、その他前記に準ずる方と書いてあるんですね。なので、病気や冠婚葬祭などで介護できないときに保護しますって記載されています。これ、実態と合っていると思われませんか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 区が民間の団体さんのほうに委託して実施している緊急一時保護のお話ですけども、要件につきましても、今、風澤委員がおっしゃられた内容になります。要件といたしましても、先ほど風澤委員おっしゃられたとおりで、保護者の疾病等を理由に家庭での介護が困難になった場合の一時的な障害児（者）のお預かりをする事業でございますけれども、そういったご事情のある方が利用されているというところは実績等の報告でも受けておりますし、また、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、利用の際には、まず予約申請が必要という条件もございますが、やはり受入れ側のほうでも利用者の方のふだんの様子だったり障害の特性だったり、そういったところを把握していないとなかなか支援を提供するようなことが難しいという場合がありますので、事前のご相談、短期での利用、またはこの事業の場合では、団体の実施するような事業にご参加、ふだんからしていただくというような、そういったところが必要になってくるのかなというふうに思っております。

○委員長 風澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 今答弁にありましたけれども、やはり障害の特性だとかを踏まえて事前に把握しておくというのがふだんから大事だということだと思います。

先ほどのもう一度ちょっと一時保護というところなんですけれど、厚労省とか、こども家庭庁による定義だと、主に大体虐待とかネグレクトからの保護なんで、もう子供を守るために保護しなくてはならない状況のことと捉えています。一時保護という言葉がこの事業で使うのにはちょっと違和感もあるんですけれども、東京都の自治体では同じ事業を見受けるので、独自の使い方なのかなというふうに捉えています。国が一時保護というときには、障害者に限らず、女性や高齢者なども含めて虐待やDVなどからの保護のときに使っているようなんで、ということも、本当、一時保護って必ずしなければいけない義務的要素があるということですし、区の広報にここに記載されているのだからちゃんと保護しなければいけないということだと思います。実際はほかの区でショートステイを利用しているということで、実態としては言っていることやっていることはちょっとずれがあるのかなと思いますので、早急にやはり区内で整える必要があることはニーズからも理解いただけるかと思います。

今回の陳情というのは、放課後施策とショートステイの併設です。先ほどの例でも何度もお試し体験というのが求められていましたけれども、障害を持っている子供、しかも重度であるほど慣れたスタッフや施設は求められているという裏づけなんだと思います。子供側だけじゃなくて、スタッフ側もその子の特性ケアに慣れているほうが受けやすいので、両者にとってふだんから慣れた施設で必要なときには宿泊ができる場所というのが切実に求められていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 ショートステイ、こちらにつきましてのニーズというものは、既存の施設の稼働率が高いところからニーズがあるものだというふうに区としても考えております。ですので、区としてはグループホームと併設する形で今ショートステイの設置については計画的に進めているところでございます。こういった中で、障害のある方の預かりのニーズ、そういったものの対応できる体制というのは考えていきたいです、そのように考えております。

放課後等デイサービスと短期入所を同一の施設で実施することにつきましては、国のガイドラインや東京都の基準によりますと、短期入所で必要であって、放課後等デイサービスでは必要とされない設備といたしまして、食堂や浴室、洗面所など、そういったことがあります。また、短期入所として1人当たり8平米以上の居室をそれは別途設けなければいけないというようなハード面での制約があるということと、また人員配置におきまして、各サービスを異なる時間で提供する場合は兼務することはできますけれども、サービス時間が長時間になってしまうというところから人員の確保があると。様々な課題があるのかなというふうに考えております。

○委員長 風澤委員、そろそろまとめてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 放課後デイにショートステイを併設するというのは、今おっしゃったように、施設とか面積とかスタッフの要件からもなかなか難しいことは承知していますけれども、障害を抱えた子供と家族がいざというときでも安心できる台東区、実際にほかの区に行っていますから、台東区なら大丈夫という日常から思ってもらえる体制が必要です。せっぱ詰まった状況ですので、この陳情は採択でお願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、風澤さんのほうからかなり詳しく聞かれてというんですかね、本当にそういう意味でもしっかり大切な事業かなというふうに思っていて、やはり子供さんたち障害児を抱えた保護者の皆さんたちが、日常の生活疲労度とか、そういうことも考えますと、本来、どなたでも同じくというのかな、子供さんを抱えていても子育て云々できる環境、これを整えるのが自治体の役割なんだろうと思うんですけれど、そういうところが台東区、かなりちょっと遅れているというか、不足しているなというふうに思うんです。

今グループホームとの併設は考えているということですが、そのグループホームというときは子供さんたち、障害児もオーケーということで考えているのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 現状、年齢要件だとかそういったところというのは今後の検討課題になってくるのかなと思っておりますけれど、まずはちょっと成人の方というところが中心になってくるという形にはなるのかなと思います。ただ、その後はどういった形で受け入れられるか、そういったところは検討していきたいなと思っております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 保護者の方、あと今、子供さんたちがいますと、そんなに流暢に時間を待つということとはできないのかなと。やはり台東区でもできるだけ早い計画ですね、そういうことはぜひとも立ててほしいと思うんですけれど、先ほどグループホームじゃなくて放課後デイですね、放課後デイをやっているところが台東区としては11でしたっけ、幾つ、かなりの数あるというふうに伺っておりますけれども、放課後デイ、そうですね、失礼しました、放課後デイサービス、やっているところがあるって聞いていますけれど、こちらにショートステイもできるというか、やっていただけないかというそういうアプローチなどはされているんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害児の放課後等デイサービスにつきましては、現状、区内には17か所ございまして、現状こちらから併設をしていく、併設というか同一の施設でショートステイを実施してくださいということで何か依頼したりとかいうことはしてはおりません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これだけの皆さんの要望、ここに今回出されてきた好の署名数を見ましても、あっという間に600を超える署名ということで、かなりの要望率が高いっていいですか、かなと思います。随分言われていたのは、やはり重症者、重度の方は見てもらえないって、中度の方、非常に多動性が大きいとか、そういう方たちがなかなか見れない、個別性が高いということが特徴だと思うんですね。そういうことで考えると、そういう方たちもしっかり入れるようなショートステイですね、その整備をぜひとも急いでいただきたいなというふうに思います。そういう意味でも、私としては、これにはぜひとも採択でお願いしたいと思います。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 障害児放課後デイサービスと短期入所ショートステイの併設ということで、この陳情に関して我が会派でも様々議論を重ねてきました。そもそも放課後等デイサービスとショートステイは提供している支援内容が大きく異なるので、当然運営基準も異なってきます。ショートステイは、先ほど課長からも答弁ありましたが、宿泊を伴いますから、食事の提供や入浴するための設備、また、宿泊用の部屋などの整備も必要となります。一方、放課後等デイサービスに関してはそういった設備というのは基本的に求められていないと。そのため、既存の放デイ施設で新たにショートステイ事業を開始する場合には、施設の改修や備品の整備など多くの準備が必要となりますし、伴って利用スペースも相対的に狭くなるというのは先ほどの課長の答弁でも理解できました。また、運営に当たっては、追加の人員確保も必要となりますし、現実的に既存施設に両事業を併設をして運営していくというのはなかなか今、物理的にはハードルが高いのかなというふうに感じています。

しかし、もっとも、この陳情者614名ということもありますし、陳情の中にふだん慣れた施設やスタッフであることが望まれるというように、障害のあるお子さんやご家族が安心して利用できるこうした支援の場については、必要性や利用される方の声があるということは、我が会派としても十分認識をしております。ですから、区としてこうした課題に対してしっかりと認識を持って、今後の支援体制の在り方については引き続き検討をしていく必要があるんだというふうに考えています。

様々会派で議論を重ねた結果、我が会派としては、こちらの陳情、趣旨採択とさせていただきます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私どもも、障害があるお子さんを育てる保護者にとっては、夜間や休日を含む一時的な預かり先の確保は切実な課題だと考えています。特に入院や緊急の事情で子供を預けざるを得ない場合、日頃なれ親しんだ施設でショートステイができれば、保護者・子供双方にとって大きな安心につながるというところで、ただ、一方で、放課後デイサービスと短期入所施設の併設には人的・施設的な基準や運営上の制約など、制度的な課題が多く、現時点で区内にすぐ導入するのは難しいのが現状かなと考えております。

しかしながら、先ほど中村委員もありましたが、614名の方のニーズが現実存在している

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということは区としても真摯に受け止め、今後の支援体制の検討に生かしていくべきだと考えております。

以上のことから、私どもの会派は、本陳情の趣旨に理解を示し、趣旨採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 私たち自民党としましても、まず、障害をお持ちの方でも障害の有無にかかわらず、やはり子供たちの支援というのは確実に必要である、すごく大変だったんだろうなということは、この要望の趣旨を読んで深く感じるところであります。

私たちとしては、先ほど来、つなぐプロジェクトさんやむすぶ台東さんからも話が出ておりましたけれども、国の施設のガイドラインや設置基準などによって、やはりショートステイと放デイを一緒に設置するというのにはかなりの高いハードルがあるということは理解しております。私、介護をやっていますけれども、介護だと、小規模多機能事業所というのがあって、そちらだと通所介護、要は普通に放デイのような通所介護とショートステイと訪問が一括でできるような仕組みがそもそも法的にあるんですけれども、障害の分野においては別々になってしまう。そうなってしまうと、やはり慣れたところ、先ほどのお話の中で出ていたのが、慣れた環境、慣れたスタッフさんで放デイの中でショートステイもやってもらいたいってお話ではあったんですけれども、やはりそこで先ほどの課長の答弁のように、放デイと併設しているところであっても、長時間であるがために、結局スタッフが替わってしまう。要は別の施設になってしまうんですね、同じに施設内にあったとしても別のものになってしまう。とすると、やはりこの中で、全体の課題としては、現状ショートステイが使いづらいというところの認識にはどんどん解決していかなければいけないというふうに私は思っておりまして、台東区としては、我々自民党も同じですけれど、個々のニーズにどれだけ寄り添えるかということが一番重要なスタンスだと思っています。

ですので、まず、ショートステイが使いづらいというところ、この要望の趣旨は2つに分かれていると思っております、一つはショートステイが使いづらいという趣旨、それともう一つはショートステイと放デイの併設という個別の案件の課題が両方あると思っていて、まず、全体の課題であるショートステイの増設は喫緊な課題だと我々も捉えております。

先ほど言ったように、ショートステイと放デイの併設というのはなかなかルール上のハードルが高いという部分がございますので、その辺も含めて、まず、ショートステイの増設はぜひ区には進めていただきたいと強く思っております。また、ショートステイや放デイの併設ができる、要は結局広さもあって、いろいろなものが、全く別の組織を2つ同じ場所に入れるという格好になりますので、ハードルが高いですが、そういう事業者を誘致するような、我が区では障害福祉課はすごく優秀でございますので、医療的ケア児の医ケアの放課後等デイサービスの誘致にも成功しておりますし、そういう意味ではしっかりと誘致を進めていただきたいなというふうに思っているところであります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いろいろありますけれども、まずは個々のニーズにしっかりと応えてあげられるような体制づくりというのは大切だと感じております。この要望に関しては、まず全体ニーズで趣旨は採択したいというふうに思っておりますし、個別課題である放デイとの併設もぜひ進めていただきたいという意味で、我が会派は、趣旨を了として採択させていただきたいと思っております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっと1点確認させていただきたいんですけども、先ほど風澤委員からホームページ上に概要が書いてあったということで、全部読んでいただいたんですけども、その後に要相談とかいう形にして、まずは相談というか、状況を話ししながら、区のほうで、例えばこういう形であればこういうことができますよ、これは難しいんですけどもって、そういう相談とかそういうのは、体制というのはつくれないんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 受入れの体制に関するところをございますので、実際に受け入れるところの判断だったり、実際のお子様を見て判断されるというところになってきますので、なかなか区のほうでこういった状態だったら大丈夫ですよとか、そういったところはなかなか言いづらいところをございますので、やはりそこは事業者さんだったり団体さんのご判断というところになってくるのかなというふうに考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。結局、どちらにしてもこちらの陳情に関しては、やはり大切なことなので、しっかりと進めていただきたいなというのがあるんですけども、例えば区としてもこういう施設を急に造るの難しいのかなって。今ある放課後等デイサービスのところにショートステイを造るといっても、敷地もありますし、先ほど概要も言っていましたので、全てそろえるのは難しいのかなと今思います。ただ、相談というか、ある程度の要望というか、こうしてほしいなというところに対して、区として確かに進められないことであると思うんですけど、ある程度の寄り添いという形で相談を受けるというのが必要なのかなと思いますので、そこはできる範囲でしっかりやっていただければ、利用される方も、気持ちに寄り添えるという面では、区としても必要じゃないかなと思います。

それは別個として、今回の陳情に関しては、やはり区としても進めていただきたいなという要望も込めまして、会派としては趣旨採択をお願いいたします。

○委員長 これより採決いたします。

本案については、趣旨採択を求める意見がありますので、まず、趣旨採択することについて挙手により採決いたします。

それでは、本件を趣旨採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本件は、趣旨を了とし、採択することに決定いたしました。これにご異議ありませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 全体で趣旨採択ということで、私たちも少しでも早くに進めていただきたい。あと、自民党の方たちもかなり具体的なところまで検討したりということもあるということです。全体としては趣旨採択をいつまでもという形じゃなく、具体化するところでぜひ頑張る、頑張るといふかな、議員団としても区としても頑張っていくというところを確認してお願いしたいと思います。

○委員長 次に、案件第2、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算については報告を聴取するのみで、質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、福祉部の補正予算について、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について及び民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて、福祉課長、報告願います。

福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和7年度補正予算のうち、福祉部所管に係る予算の概要をご説明いたします。

資料1をご覧ください。1ページをご覧ください。一般会計の歳入でございます。歳入予算を417万1,000円増額し、補正後の福祉部総額を191億7,872万7,000円といたします。

2ページをご覧ください。課ごとの内訳でございます。福祉課は、民生委員・児童委員活動費の負担基準額引上げに伴い、都負担金を記載のとおり増額補正いたします。

障害福祉課は、児童発達支援事業所等における第1子の利用者負担額無償化に伴い、都補助

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

金を記載のとおり計上いたします。

3ページをご覧ください。一般会計の歳出です。補正予算を4,746万2,000円増額し、補正後の福祉部総額を314億376万8,000円といたします。

課ごとの内訳でございます。福祉課は、民生委員・児童委員活動費を引き上げるため、民生委員・児童委員を記載のとおり増額補正いたします。また、公衆浴場物価高騰対策に要する経費を記載のとおり計上いたします。

4ページをご覧ください。介護保険課及び障害福祉課は、介護・障害福祉サービス等事業者支援に要する経費をそれぞれ記載のとおり計上いたします。

また、障害福祉課におきまして、児童発達支援事業所等における第1子の利用者負担額無償化のため、障害福祉サービス利用者負担等助成を記載のとおり増額補正いたします。

福祉部の補正予算についてのご説明は以上でございます。

続きまして、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。1、目的です。今日の物価高騰を鑑み、東京都が行う公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業の実施に合わせ、区内一般公衆浴場の所有者または経営者に対して支援金を支給することにより、光熱費の高騰に対する公衆浴場経営者等の負担を軽減し、区民の日常生活における保健衛生上、必要な公衆浴場の経営安定化を図るものでございます。

2、事業概要です。(1)対象者と(4)支給方法は記載のとおりとなります。(2)支援額と(3)支援期間は、本年4月から9月までの6か月分を対象に、月額2万円として12万円を一括して支給いたします。

3、補正予算額(案)は240万円です。

4、今後の予定です。補正予算成立後、事業の実施を予定しております。

ご報告は以上でございます。

続きまして、民生委員・児童委員の活動費の引き上げについてご報告いたします。

資料3をご覧ください。1、目的です。民生委員・児童委員は、地域福祉の増進に努める特別職の地方公務員であり、区民の身近な相談役として相談者を区の関係機関につないでいただいております。都は委員の活動日数の増加やデジタルを活用した活動形態への対応として、本年4月より活動費の引上げを実施いたしました。また、相談内容が複雑化していることなどを踏まえ、区においても活動費の引上げを行うものです。

2、事業概要です。(1)対象者は民生委員・児童委員194名、(2)活動費及び月額引上げ額は役職によって異なり、都及び区の引上げ分を合算して代表会長は月額5,000円、各地区の会長は月額4,200円、その他の委員及び主任児童委員は月額3,200円となります。実施時期は令和7年4月分からとなります。

3、補正予算額(案)です。都負担金として歳入291万4,000円、歳出は788万6,000円となります。

4、今後の予定です。補正予算成立後、活動費の引上げを実施いたします。なお、4月から

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

6月分引上げ分については、9月の活動費支給に合わせて支給させていただく予定としております。

ご報告は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 初めに、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に民生委員の方たち、ご苦労というのか、個別性の高いところなどご相談されたりしているのかなというふうに思います。お一人どれぐらいの方のご相談、活動をされたりしているのか、ちょっと概況を教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 民生委員・児童委員お一人当たりの相談の件数ということでございますが、具体的に1人当たり何人という統計を、積み上げては取っておりますけれども、人それぞれの件数となっておりますので、全体の総数ということで我々のほうは把握をしております。1件当たりの相談でも非常に内容が重いものもあったり、様々な相談内容ということなので、件数でちょっと業務量といいますか、活動量をはかるというような考え方は今のところはしておりません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうしましたら、今、個別性ということでしたけれど、総数としてはどれぐらいなのでしょう。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 年間の民生委員・児童委員の活動状況ということでお答えをさせていただきます。民生委員・児童委員の活動日数ですが、2万2,520日の活動日数がございます。相談件数、相談支援件数ですけれども、合計としましては2,307件の件数を相談として受けているというところでございます。いずれも年間、令和6年度の実績でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。非常に相談員の方たちのお話を聞きますと、この間ですとデジタルなどもいろいろ入って改善した分と、あとやはり慣れなかつたりも含めてというんですかね、苦労されているお話などもちょっと伺っているところです。ですので、ですのでというのかな、この方たちのまた集まっていろいろ事例検討的なこととかされたりもするのかなと思うんですけれども、そういう意味での研修的なこととか、その辺はどんな感じでや

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っているんでしょうかね。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 民生委員の皆様、様々な相談を地域の中で受けておられます。そのような中で、やはり東京都のほうで主催します研修会にご参加いただいたり、区の中でもブロック別の研修会を開催して、講師の方をお招きしていろいろな話を聞いたりだとか、そういった対応をしながら、民生委員さんの皆様がいろいろな相談に対応できるように努めているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当にこういう形で民生委員の方たちが協力があって全体が安心した生活できるのかなと思いますので、引き続き強化してお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区高齢者実態調査の実施について及び東京都台東区立老人福祉センター等の指定管理者の選定について、高齢福祉課長、報告願います。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 それでは、福祉部の4、台東区高齢者実態調査の実施についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。初めに、項番1、調査の目的です。本調査は、区内在住の高齢者の生活実態や保健・福祉への要望等を把握し、来年度策定いたします第10期台東区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基礎資料とするため実施いたします。

項番2、調査内容でございます。資料の表に記載の5種類の調査を実施いたします。表中1の一般高齢者調査は、高齢者の生活状況や健康増進に関する意識などについて、2の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防や社会参加意識などについて、3の要支援・要介護認定者調査は、介護サービスの利用状況や利用意向などについて調査いたします。4の在宅介護実態調査は、在宅生活の継続や介護者の就労継続のための介護サービス利用状況などについて調査いたします。1から4の対象者、抽出数は表の右側に記載のとおりでございます。続いて5の介護サービス事業者調査については、介護サービス事業の運営状況や質の向上への取組など、区内の全事業者約280者を対象に実施いたします。

項番3、調査方法につきましては、資料記載のとおりで、回答者の利便性や回収率の向上のため、インターネットを利用した回答も可能としております。

項番4、今後の予定でございます。9月から10月にかけて調査を実施し、令和8年第1回定例会の本委員会に調査結果をご報告する予定です。

台東区高齢者実態調査の実施についてのご説明は以上でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、東京都台東区立老人福祉センター等の指定管理者の選定についてご説明いたします。

資料5をご覧ください。本件は、令和7年度末をもって指定管理期間が満了となる老人福祉センター等の施設について、8年度以降の指定管理者を選定するものでございます。

項番1、対象施設は、(1)の表に記載の台東区立老人福祉センター、橋場老人福祉館及び三筋老人福祉館、(2)の表に記載のうえの高齢者在宅サービスセンターの合わせて4施設です。施設の概要及び事業概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。項番2、現行の指定管理者は、社会福祉法人台東区社会福祉事業団でございます。

項番3、次期指定期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間としております。

項番4、次期指定管理者の選定です。(1)選定方法については、台東区指定管理者制度運用指針3(2)に規定する公募によらない選定及び(4)に規定する複合施設等の一括指定を適用し、現行の指定管理者を公募によらず再選定するものでございます。

なお、運用指針の抜粋資料を資料の最終ページに別紙として添付しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして、(2)選定理由につきましては、①から③に記載のとおりで、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう支援するため、区と連携を図りながら福祉施設を担っているなど、これまでの実績を踏まえ再選定するものでございます。(3)選定の手続につきましては、指定管理者非公募選定審査会を設置し、法人提出の事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適正を判定し再選定いたします。審査会の構成及び選考基準(案)につきましては、資料記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。項番5、その他といたしまして、次期指定管理期間中に老朽化対策などにより、業務内容について変更が必要な施設においては、指定管理者と協議して進めてまいります。

項番6、今後の予定につきましては、7月に指定管理者指定申請書を受理後、8月から9月にかけて選定審査会を2回開催し、指定管理者候補者を決定いたします。その後、第4回定例会に指定管理者の指定議案を提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 初めに、台東区高齢者実態調査の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 こちらの調査内容について、前回と変わった点と、あと1から4についてなんですが、それぞれ何名ぐらい対象。抽出数は分かるんですけども、そもそもの65歳以上の高齢者と要支援・要介護認定者、台東区ってどれぐらいの人数がいらっしゃるのか教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 前回の調査から新たに加える設問といたしましては、近年ではコミュニティの希薄化等により、高齢者にかかわらず、孤独や孤立等が社会問題化しております。そこで、一般高齢者調査において、高齢者の孤独・孤立対策に関する設問を設ける予定です。また、エアコンの設置や利用状況についての設問のほか、要支援・要介護認定者調査と介護サービス事業者調査においては、カスタマーハラスメントに関する設問を新たに加える予定でございます。

また、1から4の対象者数につきましては、まず、65歳以上の人口については、まず総数につきましては4月1日現在で4万4,416人となっております。総人口の大体20%が65歳以上の人数となっております。その中でこちらの1番の一般高齢者調査につきましては、対象数としては約3万5,400人、2番の介護予防日常生活圏域ニーズ調査の対象者数としては約3万7,900人、3番と4番につきましては、同じ数になりますけれども、対象者数は約6,300人となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。ありがとうございます。

これはあくまでも調査なんでそれは分かっているんですけども、本人はそう思っていないけども、何か早急に対応が必要な回答とかがあることも予想されるんですが、何か調査内容が届く中で、そのような今何か対応したほうがいいなみたいな事例がもしあった場合とかいうのはどうされるんでしょうか、対応されるんでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、もう一度質問をよろしいでしょうか。

◆風澤純子 委員 これは調査というか、計画のための調査なんですけれども、答えていただいている中で、これはちょっと早急に何か対応しなければいけないなみたいな回答があった場合とあって、何かどうされるのかなと思って。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいただいた中で、お答えしている方が早急に対応してほしいというような内容につきましては、やはり施設の中で、例えば利用者ニーズ調査だったりとかそういったもので施設のほうで把握している部分もあります。また、いろいろなお声を日常にお聞きしている部分もございますので、そういったところで把握をさせていただいて、必要に応じて対応はさせていただきたいと思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。エアコンの今回設置だとか利用状況だとか、孤立・孤独対策なども加わるということなんで、その辺切実なもし訴えがあったら対応していただけたらなというふうには思っております。

次に、介護サービスの事業者さんのほうなんですけれども、ご承知のように、訪問介護の基本報酬が引き下げられて中小の事業者さんの休廃業とかも相次いでいるというニュースも聞い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ているんですけれども、この調査でも切実な状況というのは見えてくるかもしれないです。場合によっては、品川区が今回の改定での引下げ分の差額給付を計上するというふうに発表しているんですけれども、第10期の計画のための調査とは承知していますけれども、その辺なども何らかの対処を何かしていくことも要望したいと思うんですけれど、いかがですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。

今回の実態調査の中で、事業者調査の項目の中にもやはり今回の報酬改定の影響ですとか、また、処遇改善で実施したものなど、事業者における経営状況の内容についても把握のほうはさせていただき予定となっております。委員おっしゃる品川区での給付などの具体的な取組については、台東区のほうで、すみません、訪問介護の事業者については、区内訪問介護事業者への給付実績において、報酬改定前の令和5年度、報酬改定後の令和6年度を比較したときに、サービスの利用回数、また、給付の金額ともに報酬改定後のほうが増加をしているという状況がございまして、今現在の時点では、品川区と同様な支給の取組というのは考えていないような状況です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。ありがとうございます。

こちら承知しました。以上です。大丈夫です。

○委員長 終了ですか。

◆風澤純子 委員 終了です。

○委員長 ほかにありますか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 今報告ありましたけれども、エアコンの有無ということで、先日、うちの会派の小坂区議のほうから一般質問ありましたように、エアコン対策、熱中症、大変ですので、しっかりと調査していただいて、それなりの対応をしていただければと思いますので、要望しておきます。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、東京都台東区立老人福祉センター等の指定管理者の選定について、ご質問がありましたら、どうぞ。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、介護・障害福祉サービス等事業者支援について、介護保険課長、報告願います。

介護保険課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎浦田賢 介護保険課長 それでは、福祉部報告事項6、介護・障害福祉サービス等事業者支援についてご報告いたします。

資料6をご覧ください。項番1、事業目的です。東京都の実施する介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業の実施に合わせ、区内の介護・障害福祉サービス等事業者に対して支援金を支給することで事業者負担を軽減し、サービス提供基盤の維持を図るものでございます。

項番2、事業概要です。(1)の対象・補助内容ですが、まず、介護保険事業者向けとして、訪問系サービスは、光熱費相当として14万円、また、通所系サービスは、光熱費と燃料費相当として22万5,000円を支給いたします。ただし、燃料費分については、重複する都支援金額を除いた額を支給いたします。次に、都補助の対象外である地域密着型サービスでは、地域密着型デイサービスは22万5,000円、グループホームは45万円を支給いたします。特別養護老人ホームなどの施設系サービスについては、都補助の対象外である区立施設に100万円、民間施設には都補助の対象外となる世帯課税の入所者数に関わる経費分として70万円をそれぞれ支給いたします。次に、障害福祉サービス等事業者に対しては、利用者の送迎をしていない事業所は14万円、送迎をしている事業者は22万5,000円の支給額を設定していますが、都補助の対象経費が全て重複することから、それぞれの額から都支援金額を除いた額を支給いたします。なお、障害福祉サービスに関する都の補助金額については、都より詳細が示されていないため、令和6年度実施時の金額を参考として記載しております。(2)補助対象期間は、都事業に合わせ令和7年4月から9月までの6か月分とし、(3)対象事業者数は、介護、障害合わせて172事業者となります。なお、保健予防課分は都支援金額を試算したところ、全て区支援金額を上回っていたため、対象外としております。

次のページをご覧ください。項番3、補正予算額(案)は合算で3,542万1,000円でございます。

項番4、周知方法は、対象事業者への申請書送付により行います。

項番5、今後の予定です。補正予算成立後、7月上旬に申請書を送付し、受付を開始いたします。

ご報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 この事業者支援なんですけれども、ここ四、五年でどのぐらい行われているのか、年度別に教えていただけますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。

令和4年度より実施しております、令和4年度であれば7月から3月にかけての9か月分を、令和5年度においては、通年になりますが12か月分を、令和6年度ですと10月から3月までの6か月分を同様に支給しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。ほぼ毎年ですね。区の申請方法ってちょっと今、見つからなかったんですけれども、都のほう見ると、結構幾つも書類そろえる必要があって、複雑だなと思いました。何年もやっていると事業者さん慣れるんでしょうけれども、小さい事業所さんにとってそういった事務負担というのも結構大きいものじゃないかと思います。こうして毎年行われているのであれば、物価も元というか、戻ることは見込めないと思うので、そろそろ何か補正じゃなくて当初予算みたいところで運営費をその分上げることを検討してもいいんじゃないかなと思っているんですけれど、いかがでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。

現在の政府による補助金の実施の状況ですとか、お米の価格の推移なども見ながら、何か物価変動不確実なものが多いということもありますので、現時点で当初予算で来年度を組むというところについては、ちょっと判断が難しいかなというふうに考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 やはりちょっと、国のほうに求めていくところが大きいんだとは思いますが。介護・障害福祉サービスさんの事業者さんの倒産というのも増えていて、年度途中で支援金が補助をされるのかも分からず不安なまま年度が始まるよりも、余分の事務負担とかも生じず安心して年度の初めから事業を営むことができることが望ましいのではないかと要望して終わりにします。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私のほうも、今、風澤さんが発言されたのと内容は同じなんですけれど、そういう意味で、今やはり年間をきちんと通して出すべきじゃないかなということへのお答えはありました。ですけれど、台東区として、要するに国からやるから都からやるからではなくって、台東区としての支援をきっちりやるべきじゃないかと。そして、今、本当に事業者さん、特にやはり介護などというのは小さい事業者が多いですよ、台東区。そこへの支援をやって継続がきちんとできることを私は望んでいきたいというふうに思います。

あと、障害福祉のほうは、あまり何ですっけ、今具体的なことではないのでということでしたけれど、もう少し詳しくお聞きいただけますか。障害福祉のほうは、ごめんなさい、最初言ったのをもう1回聞かせていただいてもいいですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 先ほどのご説明の内容を繰り返すというような形でよろしいでしょうか。

◆伊藤延子 委員 はい、ちょっと不十分だった。

◎浦田賢 介護保険課長 利用者の送迎をしていない事業者については14万円と、利用者を送迎している事業者については光熱費分のほうの上乗せという形にもなってくるんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

22万5,000円のほうの支給額を設定しております。ただ、東京都の補助の対象経費がございますので、その分を差し引いた金額として区がその分を支給するというような形となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 内容としては分かりました。やはり障害福祉のほうも保険点数ですかね、それでやる中で、本当に大変な状況というのをお聞きしているところです。障害福祉についても、やはり台東区としての支援というのを、都とか国とかじゃなくって、台東区としての支援をしっかりと増やしていただきたいということを要望しておきます。

○委員長 要望ですね。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区障害者実態調査の実施について及び重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充について、障害福祉課長、報告願います。

障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 それでは、台東区障害者実態調査の実施についてご報告いたします。

資料7をご覧ください。項番1、調査目的です。障害者及び障害児の生活実態や要望などを把握し、第7期台東区障害福祉計画を策定するための基礎資料とするものでございます。

項番2、調査件数です。障害者は身体や知的、精神の手帳をお持ちの方などを対象に、障害児は手帳所持者や障害児通所支援事業の受給者証をお持ちの方を対象に、障害者1,100名、障害児450人を無作為に抽出し、調査いたします。なお、障害児につきましては、調査対象者数を前回の100名から450名に増やしております。

項番3、調査内容です。前回の設問をベースに資料記載の項目について調査いたします。

項番4、調査方法です。郵送により配付し、郵送、訪問またはインターネットにより回収いたします。

項番5、今後の予定です。9月から10月に調査を実施し、令和8年第1回定例会本委員会で結果を報告する予定でございます。

本件についての説明は以上です。

(「第7期ではなくて第8期です」と呼ぶ者あり)

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 失礼いたしました。先ほどの報告説明の中で、第7期台東区障害福祉計画と申し上げましたが、第8期障害福祉計画になりますので、おわびして訂正いたします。

続きまして、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充についてご報告いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料8をご覧ください。項番1、目的です。家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師を派遣し、保護者の休息等を促す区の実施に対して、都の補助要綱が改正され、令和7年度より補助上限時間数が年間で144時間から288時間に引き上げられました。この改正を活用して、サービス提供時間数の上限を拡充し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の休息等を促進いたします。

項番2、内容です。サービスの提供時間の上限を従来の144時間から288時間へ拡充します。対象者は令和7年3月現在で登録者数は19名となっております。対象者の要件に変更はございません。適用時期は令和7年4月1日からになります。

項番3、今後の予定です。本委員会終了後から医療的ケア児等コーディネーターによる個別のご案内に加えて、広報たいとう、区公式ホームページ等で周知してまいります。

説明は以上です。

○委員長 初めに、台東区障害者実態調査の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 こちら区内の障害者の人数ですね、ちょっと改めてになるかもしれないんですが、区分別に教えてほしいのと、あと、調査内容、前回と変わった点ございますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 まず、区内の障害者の方、障害児の方の人数になりますけれども、身体障害者の方が令和7年3月末時点での数字になりますけれども5,983名、知的障害者の方が868名、精神障害者の方が2,640名、難病患者等の方が2,614名の合計1万2,105名となっております。次に、障害児の方ですが、身体障害者の方につきましては91名、知的障害者の方が220名、精神障害者の方が32名、難病患者等の方が2名、また、これらと重複する形もあるんですけれども、障害児通所支援事業をご活用のご利用の方が844名で、合計で1,189名となっております。

前回の調査との変更点のご質問ですけれども、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、障害児の方に対する調査対象数を前回100名だったところを450名に増やしています。また、設問につきましては、基本的には経年で結果を見ていく必要がある項目が多いことから、また、設問数に限りがあるというところから、大きく変更するところはないんですけれども、前はコロナ禍での調査ということもありましたので、コロナ関連の設問がありましたけれども、今回は災害発生時の避難や備蓄等についてお聞きするというのが大きく変わっているところがございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。災害の内容ですね、とっても非常に重要な内容だと思います。

次に、4の調査方法の回答方法なんですけれども、ヘルパーさんやご家族が受け取って、そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れから支援を受けるって方もおられると思います。前回3年前のアンケート用紙には、郵送とインターネットのいずれかの方法でご回答くださいと書かれていますが、実際の調査方法は今回と同じく訪問という形での回答もされていたようなんですが、訪問での回答の選択肢が受け手にはなかったようなんですけれども、どういうふうに進めていきどういう方が訪問されるのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 例えば訪問する対象の方でいきますと、例えば視覚障害の方とか、あとはなかなかご自身でいろいろ回答が難しいというような方がいらっしゃればということで、視覚障害の方につきましては、こちらでご連絡先が分かっている方については、ご連絡して、必要に応じて職員が訪問して聞き取りさせていただくということと、あとはちょっとなかなかご自身で回答が難しいということでお問い合わせいただければ、職員のほうでご対応させていただくというような形で考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。前回の回収率が54.9%ということで、ここにはないんですけど、こういったアンケート、まあまあな数字だと思いますが、様々な障害によって答えることが難しい方たちも予想されますので、前回の視覚障害の方にはこちらから連絡することに加えて、調査票の時点で訪問という選択肢を入れることで、さらに充実した訪問してほしいとかいう方も訪問すれば答えられるという方もいるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 そうですね、風澤委員ご指摘のとおりで、こういった形で回答できるか、区としても受けているかというところはもうちょっと丁寧に案内文のところでご案内できるように検討したいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ふだんからきっと要望とか意見というのはきっと聞いているとは思いますが、私がこうして3年前の調査を見ることができるようにも記録があるからなんで、公的にそのときの当事者の意見が記録され保存されていることは、とても価値のあることですので、より多くの方の声を拾えるように、声を上げづらい方たちだと思っているので、取り残されないようにということを要望して終わりにします。

○委員長 ほかに。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 実態調査ということで、第8期の台東区障害福祉計画の非常に重要な調査になると思いますので、例えば先ほど答弁あったように、経年取っているので調査内容はほとんど変えられないという統計とか、流れが分かるので、それは重要ですし、前回コロナ禍で今回は災害に対するということも非常に大事だと思うんですけれども、既に課題として上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

げられていると思うんですけど、高齢化が進んでくる中で、それぞれの現状というところも押さえる必要があるのかなというふうに思うんですね。その辺というのは調査実際できるでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 中澤委員おっしゃられるとおり、障害者の方、もしくは障害者を支援する方の高齢化というものが非常に問題になっているというところがございます。今回の調査の中で、障害者や障害児の方を支援されている方の年齢を聞く項目がまず1つございます。また、悩み事や困り事について聞く項目がございます、その選択肢の中で将来の支援のことについてという選択肢がございますので、こういったご質問が該当の内容になるかなと考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。しっかりとそこを取ればある程度の統計が取れると思いますので、しっかり進めていっていただきながら、課題がどうしても幾つかあると思うんですよ。なので、その辺もしっかり対応できるような形のアンケートにしないと、大まかにしてしまふとなかなかそこまでたどり着かないというか、回答するほうも本当はこの気持ちを伝えたいんだけど、これいいのかなとか、こちらで分かるのかなというところもあるかもしれませんので、その辺はしっかりと確実に課題として解決できるところのアンケートが取れることも必要だと思いますので、決まっている中でやるのは大変だとは思いますが、そういうところも捉えられて次の計画を立てられれば、皆さん喜んでいただきたいと思いますので、そこはしっかりと進めていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ご本人たちへの調査ということで、一番最初の陳情の中でもありましたけれど、ご家族の保護者とか支援者ですかね、その方たちの調査というのもこの項目には入っているということよろしいんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 そうですね、まず、障害児の方につきましては、ご本人と、またはご家族とよくご相談していただいてご回答いただく形になりますし、障害者の方につきましても、支援されている方、ご家族のご意見も反映するような形になってくるのかなと思っております。何ていうんですかね、調査の項目の中にもご本人に関することと、あとは暮らし方だとかそういったことに関することも含まれておりますので、そういったところで支援されている方、またご家族の方の状況についてはお伺いできるものと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に大事なことというか、ですので、そこも詳しく聞いていただきたいと思います。

そしてもう一つなんですけれど、議場ではちょっと伺ったんですけど、実態調査のほうで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は、いわゆる介護サービスの事業所調査などがあるんですけど、障害者福祉のほうでは、いわゆる事業者さんとか相談、そちらのほうのサービス提供者ですかね、その辺の調査がここには含まれていないんですけど、これらに対してはどんな形で調査されているのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 伊藤委員おっしゃるとおりで、この調査につきましては、障害児当事者の方、またはそのご家族の方にお聞きしている内容でございます。事業所に対するそういった調査につきましては、事業者が構成員となっております自立支援協議会等、そういった会議体を日頃から区のほうでも開催しております、そういったところで事業者の代表さんにお集まりいただいています。そういったところからニーズや意見について伺っているところでございます。また、事業者さん、個別にニーズの聞き取りだったりアンケート調査、そういったことも実施したりしていますので、そういったところから各種ご意見等伺っているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に相談員の事業所さんなどが少ないというのか、それぞれの保護者の方というかな、の方たちが相談するんですけど、介護保険ですとケアマネジャーさんとかいらしていて計画を立てたりというのできるわけですけど、障害福祉の場合ですと、そういう相談員の方がいる場合と、あと、セルフ的な形でやる、やらなければいけないか、やることなども結構多いって伺っているんですね。ですから、そういう意味で、安心して支援計画を立てていくという場合のやはり事業者さん、既存されている事業者さんのほかにという言い方はあれですかね、もっと拡大したりとか、そういうところが必要性、ニーズが分かるような調査などもしていただけたらと思いますけれど。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今回の調査のところ、そういったご相談、こういったところに行っているかというようなところもお聞きしておりますので、そういった中で、こういったところに皆さんご相談されているか、そういったところの把握はできるかなと思っております。

また、相談支援事業所につきましては、伊藤委員おっしゃられるとおりに、かなり相談の件数が多くて大変な状況というところも伺っておりますので、そういった相談支援事業所に対しての支援だとか、あとは個別のご相談というかニーズというか、そういったところは先ほど申し上げたような形で区のほうで事業所からのご意見等を伺っていきたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 レスパイト事業、すごく重要な事業だと思います。今回、利用時間が倍ぐらいに使えるということになるんですけれども、現在使われる方のご意見というか、どうしても使いたい時間とか日にちとかいうのはかぶる場合あると思うんですけれども、その辺のマッチングというか、利用されたい人の思うとおりに、いわゆる利用したい時間にしっかりと使えているというか、それは使えないときがあるとかって、そういうところのストレスというか、差というか、そういうご意見とかいうのは伺っているんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 本事業につきましては、障害福祉課のほうに医療的ケア児等コーディネーター配置しておりまして、医療的ケア児の保護者の方のご意見につきましては、ご訪問させていただく際に、この本事業について直接どういうご意見あるかというところはお聞かせさせていただいているところでございます。その中で、現行の実施内容に特にご要望等はいただいているところではございません。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。そういうことでしたら、特に、例えば時間が増えたので、その分だけ例えば事業所が増えないと現状維持だと結局は使えなかったりする場合あるのかなと思ったんですけれども、現状それがなければ皆さんそのまま時間とかも長く、長くというか、利用時間が増えるということは、使えるタイミングも多くなると思いますので、しっかりと進めていただければと思います。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

このレスパイトについては、2年前96時間だったと思うんですけれど、それが144時間になり288時間になりということで、利用拡大というのはすごくいいことだというふうに思っています。

1個だけちょっと確認したかったんですけれど、ごめんなさい、これを利用するに当たって、例えば初めてお宅に訪問する際に、何か慣らし的なものとか、もういきなり次のその日から使えているのか、初めて利用する方がというところをちょっと確認したいなと思うんですけれども。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 医療的ケアが必要になっている方は、まず、訪問看護ステーションさんとかの看護師さんを使われたりというところが多くあります。この事業につきましては、訪問看護ステーションと区が協定を結びまして、その訪問看護ステーションから看護師さんを派遣していただくということになりますので、順序としてはまず訪問看護ステーションさん使われている方が区の事業を使うというような流れになってくるので、この事業で初めて使うという形はあまりないのかなというところで、そういった意味では、慣らしみたいなそういった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ところは、この事業を使うに当たってはいいのかなというふうに考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。そういうことであれば問題ないと思うんですけど、今登録者が19名ということで、多分対象者もうちょっといらっしゃるはずなんですよ。コーディネーターさんがいるんでそういう周知の不足はないと私は思っているんですけども、登録しておかないと、変な話、すぐには使えないというところを再度ほかの利用できる対象の方にお伝えすることは大切かなというふうに思っております。せっかくサービス拡大していきますので、そういう意味でもしていただけたらいいなと思っております。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。今答弁の中で、あれですよ、訪問看護受けていない方は、まず、医療保険による訪問介護を受けて、それからこちらの事業を利用するんだと思うんですけども、今医療的ケアが必要で訪問介護なしで行っているご家庭ってどのぐらいいらっしゃるのか分かりますかということと、あと、登録者は19名なんですが、実利用者と利用時間というのも教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 すみません、ちょっと訪問看護を使っていない方がどれぐらいいらっしゃるかというところは把握をしていないところではございます。

実利用者数のお話ですけども、昨年度の状況で申し上げますと、利用の人数が11名で延べの利用回数は94回、延べの利用時間にしますと266.5時間となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。延べは二百六十何時間ですけども、例えば上限が今回288時間に上がるんですけども、今最大で使っている人って何時間ぐらい使っているんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 こちらも昨年度の状況でいきますと、最も昨年度利用された方で19回で、時間にしますと47.5時間となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 となると、上限を今回拡充だけれども、それほど前回の拡充分さえも使っていないということだと思えますね。何かしらこれ東京都の事業なので、東京都全体を見るとこれはニーズがきっとあるだろうから今回引上げ拡充ということになると思うんですけど、東京都だからしょうがないんですけど、1回に使える時間というのが4時間までとなっていて、そこがやはり大分使いつらいというか、そういうのも阻んでいるのかなと思っていて、年間での提供時間は上限拡充するよりも、1回当たりの時間を延ばすとか、何かそういうほうが本当のニーズに合っているんじゃないかなというふうにはちょっと思っています。自分で上限を見直すとかいうのはできるんでしょうか、1回当たりの上限を直すとかって。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 こちら東京都の要綱を基に実施しているところではございますが、区のほうで何か独自にできるかできないかということであれば、できるのかなというふうには考えておりますが。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。この目的が休息及び就労等促進って書いてあるので、休息4時間あればできるかもしれないですけど、就労等促進までになると、4時間というのがなかなか厳しいのかなというふうに思いました。ということと、その辺は分かりました。

あともう一つ、ホームページを見ると、何か小・中・高校にも派遣できるようなんですけども、そこに常時保護者の同伴が求められている障害児と記載されているんですが、そのようなお子さんっていらっしゃるんですか。本人や保護者の希望じゃなくて、常時保護者の同伴を学校側から求めるというようなことって現在あるのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 特別支援学校におきまして、年度当初など、学校内の看護師の対応がしっかりできるようになるまでの期間同伴を求めるという場合があると聞いております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。そういう期間限定で入学当初ということですね、分かりました。理解できました。

では、こちらの拡充については了承するものですが、もしかしたらあまり台東区においては何か使っている方が少なかったり総利用時間がちょっと少なかったりというのは何かしら使い勝手が悪いとか何かもしかしたらあるかもしれないんで、その辺も調査をしていただけたらなと思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、保育所等訪問支援の実施について、松が谷福祉会館長、報告願います。

松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 それでは、保育所等訪問支援の実施についてご説明いたします。

資料9をご覧ください。初めに、項番1、背景・目的です。(仮称)北上野二丁目福祉施設における児童発達支援センターの整備を見据え、第7期台東区障害福祉計画において、令和7年度から保育所等訪問支援を実施することとしております。これらを踏まえ、東京都と協議を行い、保育所等訪問支援実施事業所として指定を取得しましたので、本事業を実施し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことで、子供の育ちの充実と安定を図っていくもので

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

次に、項番2、事業概要、(1)支援内容です。こども家庭庁から示された保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、資料記載の①から③の支援を実施いたします。①子供本人に対する支援では、訪問先施設における生活の中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行います。②訪問先施設の職員に対する支援では、子供の発達段階や特性の理解を促すとともに、子供の発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言を行います。③家族に対する支援では、保護者に対し、訪問先施設における子供の様子や職員の子供への関わり方、提供した支援の内容をお伝えしてまいります。(2)対象です。区内在住の未就学児を対象として支援を実施いたします。本事業は、保護者からの申請後、子供と保護者との初回面談を経て支援の必要性を判断し、必要と判断された児童の保護者と契約の上、実施するものです。事業開始時点では、5名程度の契約を想定しております。(3)訪問頻度です。ガイドラインに基づき、2週間に1回程度を想定しております。(4)利用者負担です。3歳以上の未就学児については、既に無償化されており、ゼロから2歳についても6月10日の子育て・若者支援特別委員会にてご報告し、ご了承いただきました保育所等を利用する世帯への支援の拡大についてに関連する補正予算成立後は無償となる予定ですので、利用者の費用負担は想定しておりません。また、資料記載はございませんが、本事業は、現在、児童発達支援を行っている松が谷福祉会館の職員で対応するため、補正予算等は計上してございません。

項番3、今後の予定です。本委員会終了後、7月より事業を開始する予定です。

恐れ入りますが、資料の2ページをご覧ください。参考とはなりますが、今回の保育所等訪問支援と現在既に実施しております巡回訪問を比較した表となります。後ほどご確認いただければと存じますが、大きな違いとしては、保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づき訪問先支援のほか、本人支援や家族支援を行うもので、保育園等の施設からではなく、保護者からの申請により実施するものとなります。なお、巡回訪問については、保育所等訪問支援を実施後も引き続き実施いたします。

保育所等訪問支援実施についてのご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 この申請についてなんですけれども、保護者からの申請ということになりますよね。そうすると、保護者は健診などいろいろなところでの指導というか、あるのかと思うんですけれど、具体的にはどんな形でどこに申請をするのでしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

申請につきましては、まず、松が谷福祉会館にお問い合わせいただきまして、先ほどご答弁させていただいたとおり、そこでお子さんと保護者の方、聞き取りというか、面談させていただいてという流れになります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

それで、先ほど5人ぐらいの方を対象にしておっしゃっていましたが、具体的には年間でいいですと発達障害でしたりいろいろの方かと思うんですけど、もっといらっしゃるかなと思うんですけど、5名という想定はどこからでしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

まだ事業実施しておりませんので、ニーズがどれぐらいあるかというのはまだちょっと見極められないところなんですけど、委員おっしゃるとおり、ニーズはあるかなというふうに思っております。5名というのは、今、松が谷福祉会館で事業を行いつつこの事業始めさせていただきますので、体制的にこのぐらいの人数、5名程度がまずは限度かなというところで実施させていただく形で数字を出させていただいております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

あと、巡回訪問の場合は、保育所のほうにいらしてやるということですね。そうすると、保育士さんからの何でしょう、このお子さんはとか、そういうことでののでしょうか。ここでもやはりご家族、保護者からの申請でしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

巡回訪問につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、保育園等の施設からの要請に基づいておりますので、保護者からの申請は不要でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。本当に今こういうお子さんたち、自分の子供さんがどうなんだろうという疑問に感じている方もいらっしゃるし、またそのことを否定したい保護者の方もいらっしゃるというふうに伺っています。ですので、とても大切な事業になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 今お話を聞いたのである程度分かったんですけども、5名ぐらいを対象にして訪問頻度が2週間に1回なので大体月にすると10回となるんですけども、訪問の時間というのは個別に合わせて、この子はちょっと1時間ぐらいとかこの子は何々の時間に行くとか、何かそういうふうに個別対応にするのかということと、あと今やっている巡回訪問の実績みたいなのがもし分かれば、何件ぐらいやっているというのが年間で分かれば教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

時間につきましては、当然受入れ側の訪問先との調整にはなるとは思うんですけども、想定としては午前中伺わせていただきまして、お子さんに対する支援を1時間程度、訪問先の施設の方や職員に対しましてまた30分から1時間程度ご支援させていただければというふうに考えております。

2つ目のご質問の巡回訪問の実績でございますが、令和6年度の実績でお答えさせていただきますと、件数としては152件、訪問した児童数としては326人になってございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。今の松が谷の職員さんでまた新しい事業を加わるということで、結構相当大変だなと思うんですけども、大事なことだとは思いますが、ただ、やはりお子さんの人生に関わるとかそういうところなんで、そうですね、区のほうもできるだけちょっと何か支援ができるようにしたらいいのかなと思いました。

以上で了承するものです。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 1個だけいいですか。保育所等の訪問支援実施を始めるということで、すばらしいと思うんですけど、児童福祉法で未就学児に限っていないじゃないですか。今後、これから徐々に徐々に学齢期の子たちにも広げていく可能性というのはあるんでしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、確かに法律上は未就学児に限っていないというところは確かでございます。限らせていただいたって今回させていただいた、まず、松が谷の強み、今未就学児を基本的に対象として事業が多いので、開始時はこうさせていただいているというところがございます。ですので、委員おっしゃるとおり、今後年齢をどうしていくかというのは、ニーズを見ながらというところで考えていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。本当にそのとおりで、一番の強みを生かしていただくのが一番だと思いますので、ただ、それが当然子供たちが年齢を重ねる中で、ニーズが出てきたときに、ぜひ対応できたらなと思ひまして、ご意見だけさせていただきます。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度以降の新型コロナワクチン定期接種の自己負担額について、保健予防課長、報告願います。

保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 それでは、健康部報告事項の1、令和7年度以降の新型コロナワクチン定期接種の自己負担額についてご報告いたします。

資料10をご覧ください。項番1、経緯と目的です。新型コロナワクチンについては、定期接

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

種に移行した令和6年度に限り、国や都の費用助成に加えて、区が独自に補助を行い、住民税課税世帯の方も無料といたしました。令和7年度以降は、国や都の費用助成は見込まれておりませんが、接種対象者の急激な負担の増加を避けるため、区が独自に経過措置を講じながら定期接種B類疾病に準じた自己負担額まで段階的に引き上げてまいります。

項番2、対象者については記載のとおりです。

項番3、自己負担額についてです。(1)令和7年度につきましては、住民税課税世帯の方の自己負担額を2,500円といたします。非課税世帯の方及び生活保護受給世帯の方につきましては、引き続き無料とし、変更はございません。また、(2)令和8年度以降につきましては、標準的な接種費用や都の動向などを踏まえて決定することといたします。

項番4、周知方法は、記載のとおりです。

最後に項番5、今後の予定です。9月下旬に定期接種用の予診票を一斉発送した後、10月1日から定期接種を開始する予定です。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ちょっと要望だけさせていただきます。予診票を発送するというところで、今現在、コロナワクチンの健康被害、いまだに更新し続けているというところで、私自身はこれは氷山の一角だと思っています。しっかりとデメリットも併せて予診票に記載していただき、今後も調査していただき、接種事業のほうお願いいたします。

以上です。要望して終わります。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、環境清掃部の補正予算について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和7年度第1回補正予算のうち、環境清掃部所管に係る予算の概要をご説明いたします。

資料11をご覧ください。一般会計歳出でございます。歳出予算を1億1,575万2,000円増額し、補正後の環境清掃部総額を47億5,366万4,000円といたします。

課別の内訳でございます。環境課から6月11日の環境・安全安心特別委員会でご報告させていただきました我が社の環境経営推進に1,300万円を増額補正いたします。

2ページをご覧ください。清掃リサイクル課でございます。後ほど所管よりご報告いたします。清川清掃車庫整備経費として1億275万2,000円を増額補正いたします。

ご説明は以上でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、清川清掃車庫等整備の基本計画について、清掃リサイクル課長、報告願います。

清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 それでは、清川清掃車庫等整備の基本計画についてご報告いたします。

資料12をご覧ください。項番1、概要です。旧東京北部小包集中局跡地の整備に先立ち、清川清掃車庫等を敷地内に新築、既存建物を解体するに当たり、整備の基本的な考え方、施設要件等を整理し、基本計画を策定いたしました。

項番2、基本計画につきましても、恐れ入ります、別添の基本計画でご説明をさせていただきます。2ページおめくりをいただきまして、こちらのが別添のほうをご覧ください。表紙をおめくりいただきますと、まず、「はじめに」というふうにございます。続いて項番2が施設の現況と解決すべき課題とございます。1ページから3ページの(4)までは現在ある既存の施設の現況と立地でございます。2ページの下段、(3)は清川清掃車庫の現況、それから3ページには②として解決すべき課題として施設の老朽化及び従事者のより快適な労働環境への配慮を上げております。また、その下、(4)は防災備蓄倉庫について同様に現況と解決すべき課題を上げてございます。

4ページをご覧ください。項番3、清掃・リサイクル事業の見通しでございます。現在の収集体制、規模の継続が必要であることを述べております。

項番4は、施設整備の基本的な考え方でございます。清掃事業は、今戸にあります台東清掃事業所、北上野分室及び清川清掃車庫の3つの施設を拠点を維持をしております。防災備蓄倉庫については、備蓄物資の拡充に対応できる保管能力を確保いたします。

次に、5ページをご覧ください。項番5、新たな車庫等の整備要件です。(1)は敷地条件、おめくりいただいて次の6ページ、敷地の図面の下、(2)新たな清川清掃車庫に求める機能として、1つ目のポツになります。周辺住民への配慮として、臭気や騒音対策、2つ飛ばしまして4つ目のポツになりますが、収集作業従事者のより快適な労働環境の整備、1つ飛ばしまして下から2つ目になりますが、民間施設整備を踏まえ、建物外観に配慮した施設とし、民間視察との調和を図ること等を記載しました。

7ページをご覧ください。(3)防災備蓄倉庫の新たに求める機能として、備蓄物資の拡充に対応した防災備蓄倉庫の保管能力強化、災害発生時の支援物資を輸送する4トン車の駐車、荷さばき場所の確保等を記載いたしました。

項番6は整備スケジュール(予定)でございます。令和10年度に新しい清掃車庫等を稼働、令和11年度に既存施設解体の予定でございます。

恐れ入ります、資料のほうにお戻りください、最初の1ページ目でございます。項番3は、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施設の概要（想定）でございます。敷地面積約2,800平米、建物の規模は地上4階、延べ床面積約8,000平米です。いずれも想定でございます。

項番4は、概算工事費の見込みでございます。設計、施工、施工には関連工事費を含みます、及び解体で約97億円を見込んでおります。

2ページをご覧ください。項番5、補正予算額（案）です。令和7年度歳出1億275万2,000円です。また、債務負担行為限度額としてデザインビルドのうち設計に合計1億9,110万円、コンストラクションマネジメント業務に合計1億4,340万円を設定いたします。

最後に、項番6、今後の予定です。本報告後、8月にデザインビルド事業者及びコンストラクションマネジメント事業者の公募を開始し、9月にコンストラクションマネジメント事業者、11月にデザインビルド事業者を選定いたします。順番としましては、コンストラクションマネジメント事業者を先に選定しまして、デザインビルド選定業務の補助から業務に入っていただく予定としております。その後、令和8年1月から設計業務に取りかかる予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっと確認をさせていただきます。まず、車両の出入口というのはどの辺を想定しているのでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 清掃車両の出入りにつきましては、敷地の西側、ちょうどNTTとの境のところの道路を計画しているところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ここ一通ですけれど、両通にするのか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 道路のほうについては関係者との協議を今後進めてまいります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。多分ここが一番いいと思います。

あと、防災備蓄倉庫ですけれども、今現在は1、2階ということで、ここは想定浸水深が高く4.1メートルぐらい上がると思うので、多分2階、3階、4階部分が適切なのかなと思うんです。その辺はしっかりと対応していただいているのでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 建物の整備に係ることなので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、新たな清掃車庫整備については、今後、プロポーザルで決定してまいります。ですので、今後、公募事業者のほうの提案によるところがありますので、詳細については未定でございますが、ハザードマップの想定等も含め今後検討してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。今後はいいんですけども、現在、1、2階ということは、水来たら終わってしまいますよね、4.1メートル上がると。なので、その辺も検討していただいて、今あるのが現状は1、2階に多分あるというふうにたしか書いてあるんですけど、今起きた場合、4.1メートル上がったら、全部埋まってしまうので、そこもちょっと検討していただきたいなど要望はしておきます。

あと、すみません、・・・・ですけれど、例えば清掃事務所の上、屋上というのは、何か施設設ける予定はあるんでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 新しく建つ建物のことですか。

◆中澤史夫 委員 そうそうそうそう。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 現在のところまだ未定でございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 例えばヘリポートとか、例えば、確認していないんで、周辺に病院幾つかあるんですけども、ヘリが止まれるのかなというところが確認はしていないんですけども、例えば緊急時に降りれるような場所があるがいいのかかななんて思ったので、その辺もちょっと、私も結局に確認はしていないので、何とも言えないんですけども、いろいろ検討しながら進めていただければなって、これ要望と確認しておきますので、答えは要らないです。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 全体のところで、全体のところでというんですか、概要か。今回……。何でしたっけ、DB。メモしておいたね。何ビルドですね、ビルドですね。

○委員長 伊藤委員、はっきり言ってください。

◆伊藤延子 委員 聞こえないか。

○委員長 聞こえないのって、はきはきと言ってください。

◆伊藤延子 委員 だから今ここに書いておいた……

(「デザインビルド」と呼ぶ者あり)

◆伊藤延子 委員 デザインビルドね、デザインビルドの台東区としてこの形は初めて取ることなども伺っております。それで、ここにさらに適正に管理するためにコンストラクションマネジメント方式を導入するということなんですけれども、これらの何ですかね、事業者さんは別々なんでしょうか、コンストラクションマネジメントとDBは。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 公募に当たりますとは、デザインビルド方式の場合に設計を担当するところ、それから施工を担当するところ、一つの同一の事業体といいますかの募集をいたします。同一ということになります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 期間の短縮とか、あとはトータル的に低コストといいますか、そういうことでということで今回導入されたのかと思うんですけども、やはりここで一番懸念されることですかね、それらは、設計と施工の業者さんがご一緒にやるということで、プラスもあるでしょうけれど、要するに懸念されるものとしては懸念されるものもあるんじゃないかと思うので、その辺ちょっとご説明をお願いします。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず初めに、先ほどすみません、私、お答えした中で、デザインビルドで同一事業体というふうに申し上げましたが、デザインビルドと、あとコンストラクションマネジメントあって、デザインビルドとコンストラクションマネジメントを担当する業者は別です。それをまず先に申し上げます。すみません。説明が足りず失礼いたしました。

デザインビルドのほうの方式、設計と施工を同一のところがやるということに関しては、おっしゃるように、メリットとデメリットがあるというふうに考えております。メリットとしては、やはり工期の短縮が期待できるということと、それから設計の段階から施工のほうの技術を反映させることが期待できるということがございます。一方で、デメリットとしては、当初の段階で、設計ができていない段階で施工のほうもやりますので、そういう意味では施工の妥当性を見極めるところが難しいところ、それからあと発注をする側にもチェックをする知識が求められるというようなところがあります。デメリットを補うために導入をしますのはコンストラクションマネジメントというもので、直訳すれば建設の管理ということになるかと思いますが、客観的な立場でもって工程のほうの管理等をやっていただくということを考えております。

先ほど説明の中でも申し上げましたが、コンストラクションマネジメントのほうの事業所を先に選定することで、デザインビルドのほうの事業者選定のほうにも補助をしていただいて効率的な工事のほうの遂行を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはりそうですね、そこが一番大切というんですか、になるかと思っておりますので、私、議場での説明のときに、施工のBDと、あとはこのコンストラクションマネジメントが関連した会社というふうに、早とちりといいますか、したので、ちょっと懸念をしておりました。そこがはっきり分かれているということはとても大事なことかと思っております。

さらに、それらもきちんとされる、区としてのチェック機能もきちんと果たしていただきたいというふうに思い、要望します。

あと、もう一つですね、後半のここで清掃車庫のところということで、現在のところの新たな清掃車庫に求める機能というところでの先ほど重点とか話されました。こういうさらに、そうですね、さらに、ここの中で先ほどはおっしゃらなかったんですけど、小学生の施設見学など、地域に貢献できる多人数収容の会議室の設置というふうにあるんですけども、ここ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の施設自体が小学生の施設見学もですけど、要するに区民の清掃などに理解を深めるというんですかね、そういうためにも、ここは使われるということですね。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 新たな建物が建ちますので、環境学習の一環として利用することができればというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に大切なことかというふうに思うので、そういう企画などもいろいろどんどん準備していただければいいかなというふうに思います。

あともう一つは、今の環境ということでは、CO₂削減というのが大きな目的になるんだと思うんですけど、こういうところでの建物の中に、建物かな、外壁とかも含めて、遮光とか緑とかの要するにそういうところの企画などもここには含めていくんでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 基本計画の6ページで、清川清掃車庫の新たな車庫に求める機能という中で、下から3つ目になるんですけども、清掃・リサイクル事業を担う施設にふさわしい環境に配慮した施設ということをやっております、こういったところを提案の中で盛り込んでいただけるといいなというふうに思っているところです。

◆伊藤延子 委員 そうですね、失礼しました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 しっかり書いてありました。

それで、この間ですね、清掃の事業にも女性の方たちも随分と参加される状況なども報道とかいろいろなところでも出されているかと思うんですね。そういう意味では、労働環境などもしっかり整えていただいて、よりよい施設ですね、運営も含めてお願いしたいと思います。

○委員長 以上ですか。

◆伊藤延子 委員 それでいいです。以上です。

○委員長 石原副委員長。

◆石原喬子 副委員長 ありがとうございます。新たに初めてといいますか、DB方式、CM方式って入るんですけど、期間がすごい短くなるということで、予算的にはどれぐらい変わるというか、削減されるのかもし分りましたら教えてください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 比較のほうは特に出しておりませんが、工事に当たって先ほど資料のほうで申し上げました全体として解体まで含めた中で、約97億円というところを見込んでいますのでございます、トータルですが。

◆石原喬子 副委員長 じゃあ、そちらの、そうですね。

○委員長 石原副委員長。

◆石原喬子 副委員長 すみません。比較していないということなので、そちらのあれですよ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ね。これを使わなかった場合のほうはちょっとまだ分からない。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 すみません、方式のほうの検討をする中で、デザインビルド方式を取った場合にこういった費用がかかるであろうというところを出したところでございます。

○委員長 石原副委員長。

◆石原喬子 副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告について、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。その他ご発言がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、私から委員会視察の提案をさせていただきます。令和7年3月末に開設した自立支援センター北寮を新築されて、居住者の部屋も完全個室化されたと聞いております。自立支援体制や施設運営の現状を把握するため、本委員会で視察したいと考えていますが、いかがでしょうか。

○委員長 ただいま委員よりご提案のあった自立支援センター北寮の視察について、委員会視察として実施いたしたいと思いますが、いかがでしょうか、ご了承。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、実施時期等の詳細については、決定次第、委員各位にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会